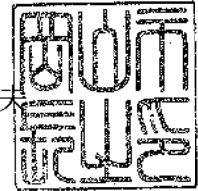


岡山市告示第 515 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 5年 6月28日

岡山市長 大 森 雅 夫



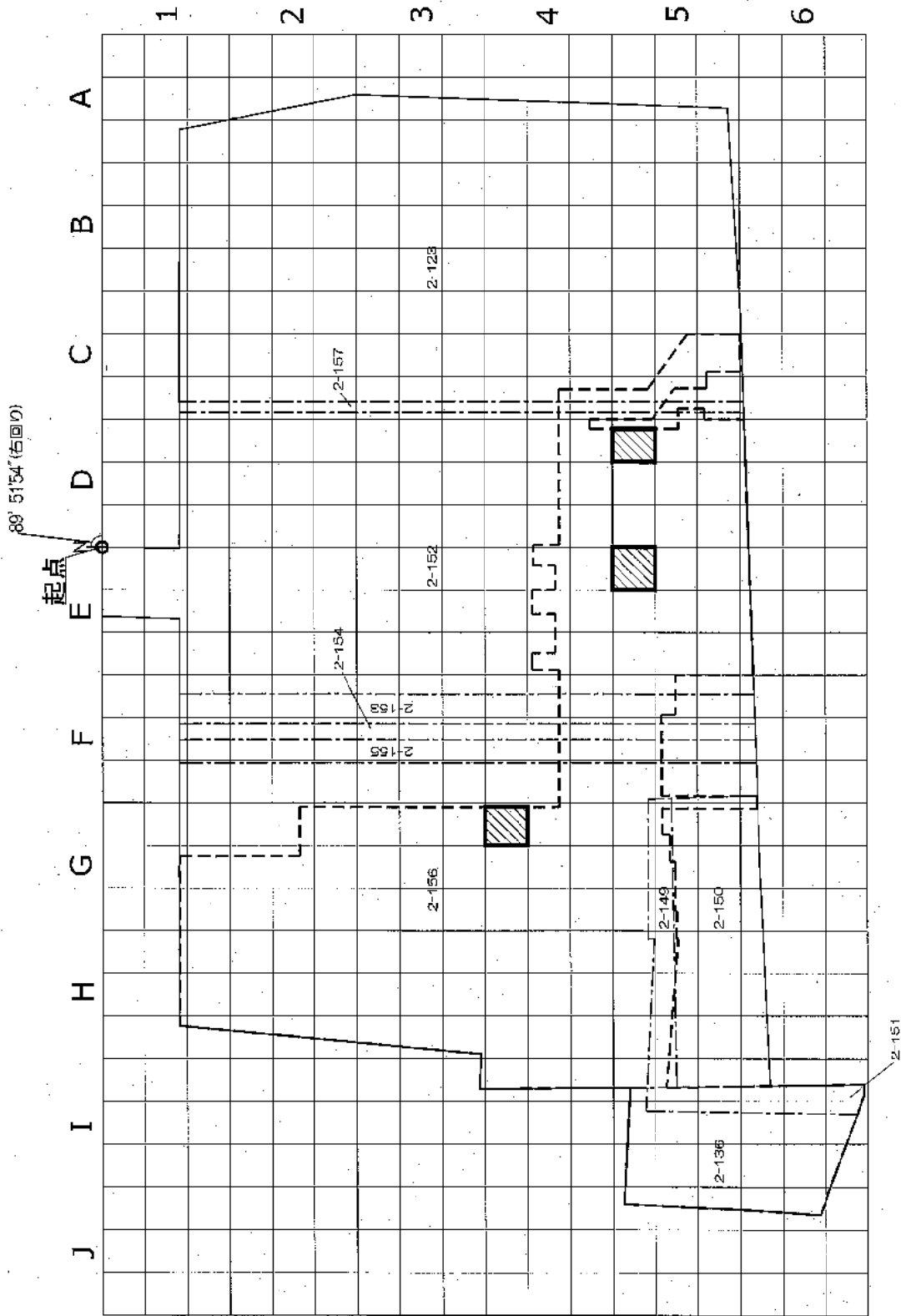
1 指定する区域

岡山市中区門田屋敷二丁目2番152、2番156の各一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物



【起点】 岡山市中区門田屋敷二丁目2-152の最北端とした。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心とした右回り（時計回りに89度51分54秒回転させた角度を示す。

-  敷地境界
-  指定する区画
-  地番境界
-  土地の形状の変更を行う範囲